

# 措置通知書

選挙管理委員会事務局

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 契約事務</p> <p>① 参議院議員通常選挙選挙公報新聞折り込み配布業務委託契約ほかにおいて、佐世保市文書規程第33条第1項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p>	<p>本件につきましては、関係規程の理解不足、契約書作成時の確認不足および管理職から部下職員への意識醸成などの働きかけやチェックの不十分さが招いた結果です。加えて、前回、前々回の同様の指摘があったにもかかわらず、組織としてその意識徹底が十分にできていなかったものと反省しているところです。</p> <p>事務処理を行う職員は、佐世保市文書規程第33条第1項に対する認識を新たにし、審査対象外の契約書を作成するときは、指定文書を念入りに確認します。さらに、契約書同時には、指定文書の原文の添付とともに作成の経過が決裁者に見えるかたちで回付します。これにより、担当者・決裁者の共通認識で契約事務を行っていくことを組織内で確認しました。</p> <p>今後、事務局長をはじめ管理職は、部下職員に対して当該指摘と改善策を徹底するとともに、組織として契約事務にミスがないように契約をテーマとする研修を受講させるなどして、その知識や認識を風化させないよう緊張感をもって働きかけていきます。</p> <p>なお、今回の指摘事項の契約文書に関しては、監査受検後速やかに総務課審査を受けましたことを併せてご報告します。</p>